



軽油を入れて運ぶ容器は

「**軽油用ポリ容器**」か
「**携行缶**」を使用しましょう



詳しくは裏面をご覧ください

軽油・ガソリン・灯油を運搬する容器について

軽油やガソリン、灯油を入れて運ぶ容器は、消防法に定める安全基準に適合した容器を使用してください。

この表示は安全基準をクリアした証だよ。



軽油の場合

携行缶に【軽油】と表示するか【軽油用】の表示のある容器を使用しましょう。



灯油用ポリ容器 水用ポリ容器 ペットボトル 開封済みの混合油用容器

※金属製の容器であっても開封済みの混合油用容器等は、再使用できませんので注意してください。

ガソリンの場合

【金属製の携行缶】を使用しましょう。
(KHK・UN表示のついたもの。)



金属製携行缶



灯油用ポリ容器 水用ポリ容器 ペットボトル 開封済みの混合油用容器

灯油の場合

携行缶に【灯油】と表示するか【灯油用】の表示のある容器を使用しましょう。

「推奨ラベル」も安全基準に適合した証だよ。



水用ポリ容器 ペットボトル 開封済みの混合油用容器 ストープカートリッジ

お問合せ先



上益城消防組合消防本部

熊本県上益城郡御船町辺田見169
予防指導課 TEL 096-282-1963



公式ホームページ